

様式第1号の2(第4条の3関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画(変更計画)書

令和6年 6月 6日

(宛先) さいたま市長

提出者

住 所 東京都中野区本町2-54-1

氏 名 株式会社レオパレス21

建築技術部 松井大樹

電話番号 050-2016-2840

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第12条の2第1項の規定により、令和6年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成・変更したので、提出します。

事業所の名称	株式会社レオパレス21 大宮支店
事業所の所在地	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-9-6 大宮センタービル1階
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
変更の概要	

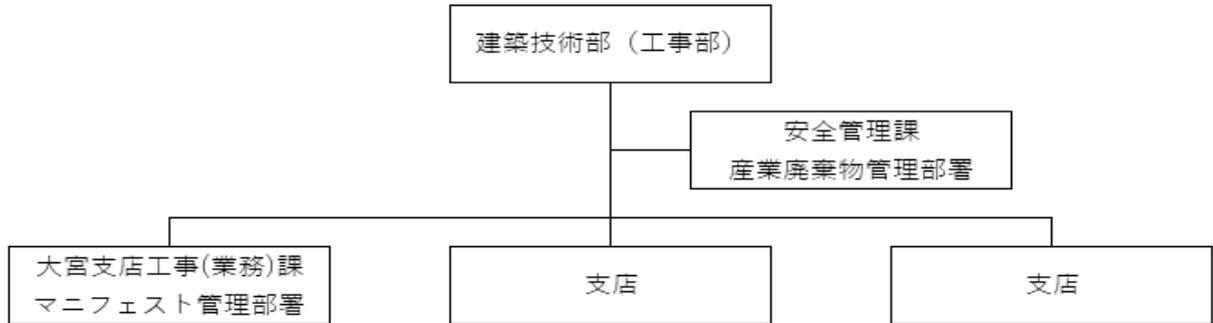
当該事業所において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	D06 総合建設業
② 事業の規模	資本金1億円
③ 従業員数	103名(大宮支店)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	現場 → 収集運搬業者(委託) → 中間処分業者(委託) → 最終処分業者(委託) 再生利用/埋立(委託) 別紙添付『令和5年度実績・令和6年度産業廃棄物処理計画内訳』

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (令和5年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	212.755 t	t
	(これまでに実施した取組) 現場での教育指導の徹底。 社内外研修の実施。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	202.117 t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状の分別をより細分化の徹底・教育。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：石綿含有・廃石膏ボード・木くず・金属くず・廃プラスチック類・紙くず・ガラ陶等 取組：現場内に排出品目ごとの受渡確認を掲示する事による分別の徹底。
③ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：石綿含有・廃石膏ボード・木くず・金属くず・廃プラスチック類・紙くず・ガラ陶等 取組：分別を細分化することにより再利用の推進。廃棄物管理セミナー参加の強化。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	212.755 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	121.610 t	t
	再生利用業者への処理委託量	39.360 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
委託基準に従い、産業廃棄物の処理を委託できる業者を選定し、適正な委託契約の締結。			

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	202.117 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	115.530 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	37.392 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>各現場で全品目5%の排出量削減を目指す。</p> <p>委託基準に従い、産業廃棄物の処理を委託できる業者を選定し、適正な委託契約の締結を継続する。</p> <p>産業廃棄物に関する社内監査実施による意識の向上。</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 事業所において常時使用される従業員数が300人以上の製造業者、事業所において常時使用される従業員数が100人以上若しくは資本金（あるいは出資金）の額が5,000万円以上の建設業者、一日当たりの施設能力が30万 m^3 以上の浄水場管理者等又は一日当たりの施設能力が3万 m^3 以上の下水道終末処理場管理者等が事業所ごとに作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限内に当該提出をすることができないと認められるときは、市長が定める期限までに提出すること。
- 3 「変更の概要」の欄は、処理計画の内容を変更する場合に記入することとし、その記入に当たっては、変更をした部分について、変更前及び変更後の概要を対照させること。
- 4 「当該事業所において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業所において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 5 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 8 ※事務処理欄は記入しないこと。

注 様式は日本産業規格A4により作成すること。

さいたま市 令和5年度実績・令和6年度産業廃棄物処理計画 内訳

令和 6 年 6 月 5 日

産業廃棄物の種類		令和5年度【実績】			令和6年度【計画】			内 訳
		排出量【実績】t	委託中間処理方法	委託最終処理方法	排出量【計画】t	委託中間処理方法	委託最終処理方法	
			処理委託量t	処理委託量t		処理委託量t	処理委託量t	
①	廃油	0.000			0.000			
②	廃プラスチック	57.470	破碎 57.470	再生利用・埋立 57.470	54.597	破碎 54.597	再生利用・埋立 54.597	5%削減
③	紙くず	0.000	- 0.000	- 0.000	0.000	- 0.000	- 0.000	〃
④	木くず	5.280	破碎 5.280	再生利用・埋立 5.280	5.016	破碎 5.016	再生利用・埋立 5.016	〃
⑤	繊維くず	0.000	- 0.000	- 0.000	0.000	- 0.000	- 0.000	〃
⑥	金属くず	3.955	圧縮 3.955	再生利用・埋立 3.960	3.757	破碎 3.757	再生利用・埋立 3.757	〃
⑦	ガラス・陶器	34.500	破碎・圧縮 34.500	再生利用・埋立 34.500	32.775	破碎 32.775	再生利用・埋立 32.775	〃
⑧	廃石膏ボード	75.390	破碎 75.390	再生利用・埋立 75.390	71.621	破碎 71.621	再生利用・埋立 71.621	〃
⑨	コンクリート破片 ・アスファルト破片	0.000	- 0.000	- 0.000	0.000	- 0.000	- 0.000	〃
⑩	がれき類	25.160	破碎 25.160	再生利用・埋立 25.160	23.902	分別・破碎 23.902	再生利用・埋立 23.902	〃
⑪	混合廃棄物	0.000			0.000			〃
⑫	石綿含有	11.000		埋立て処分 11.000	10.450		埋立て処分 10.450	〃
合計		212.755			202.117			